

環境掲示板

野焼きは法律で禁止されています

◆ごみの野外焼却(野焼き)に関する苦情が…

「近所でごみを燃やしている臭いがする」、「煙で窓が開けられない」、「洗濯物に臭いが付いてしまった」など、苦情が市に多く寄せられています。

◆なぜ野焼きは禁止なの…？

ドラム缶、ブロック囲い、穴を掘っての焼却など一定の構造基準を満たしていない焼却炉を使用して焼却をすると、ダイオキシンなどの有害物質を発生し大気汚染の原因となるほか、煙や悪臭などにより、環境や健康に悪影響を及ぼすためです。

◆野焼き禁止の例外

- つぎの例は禁止されていませんが、周辺環境に十分配慮してください。
- ・ どんと焼きやお焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
 - ・ 稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
 - ・ 廃棄物処理法の処理基準に適合した焼却炉での焼却
 - ・ 落ち葉焚きや焼き芋など、日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却
- ※煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。

快適で暮らしやすい環境のため、ごみは適正に分別し、決められた方法で処分するよう、徹底をお願いします。

猫を適正に飼育しましょう！

飼い猫が近隣に迷惑を掛けないよう適正な飼育にご協力をお願いします。

🐾 終生飼育

猫もけがをしたり、病気になったり、年もとります。愛情と責任を持って一生世話しましょう。

🐾 不妊去勢手術

繁殖を望まない場合は、不妊去勢手術をしましょう。

発情に伴うケンカ、飛散する尿による環境被害、大きな鳴き声、泌尿生殖器の病気などが減ります。

飼い主のいない猫が増えないようにします。

🐾 屋内飼育

交通事故や失踪、感染症などから猫を守るため屋内で飼育しましょう。近隣トラブル防止効果もあります。

🐾 名札

迷い猫をなくすために、飼い主の連絡先を明記した首輪や名札をつけましょう。マイクロチップの装着でも身元を確認できます。

▼猫に関する相談

埼玉県動物指導センター南支所 ☎048 (855) 0484

問合せ 環境課 ☎ (48) 0331 ・ FAX (48) 2226



人も車も自転車も 安心・安全 埼玉県

冬の交通事故防止運動

12月1日(水)～12月14日(火)

【横断歩道における歩行者優先の徹底】

交通事故死者のうち歩行者の占める割合が高くなっています。ドライバーは、常に歩行者への思いやりの意識を持って、横断歩道における歩行者優先を徹底してください。歩行者は、横断歩道を渡る際にドライバーへの意思表示(ハンドサイン)を行い、安全な横断を心掛けましょう。

【夕暮れ時と夜間における歩行者・自転車の交通事故防止】

夕暮れ時から夜間の時間帯に交通事故が多く発生する傾向があります。歩行者や自転車の運転者自らが反射材などを着用・設置するなどの対策をとりましょう。

【飲酒運転の根絶および危険運転などの防止】

飲酒運転は「しない、させない、ゆるさない」を合言葉に、飲酒運転を根絶させましょう。また、飲酒運転やいわゆる「あおり運転」は悪質な犯罪です。絶対にやめましょう。



昨年12月中に多発した交通事故発生状況

時間帯	午前 6時～10時 午後 2時～6時
年齢別	65歳以上の高齢者
事故類型	追突・右折時 出会い頭事故

問合せ 幸手警察署 ☎ (42) 0110

危機管理防災課 ☎ (43) 1111 内線 583 ・ FAX (43) 7656

社会保険料控除の所得申告参考資料の郵送

令和3年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料は、令和3年分の所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。1月下旬に「所得申告参考資料」を郵送しますので、ご利用ください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の人によりのみ郵送します。特別徴収(年金天引きによる納付)の人は、1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金の源泉徴収票」をご利用ください。

問合せ

国民健康保険税について

納税課 ☎ (43) 1111 内線 152 ・ FAX (43) 1125

介護保険料について

介護福祉課 ☎ (42) 8444 ・ FAX (43) 5600

後期高齢者医療保険料について

保険年金課 ☎ (43) 1111 内線 147 ・ FAX (43) 1125

公的年金の源泉徴収票について

ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165

障害者控除対象者認定書の交付

所得税確定申告または、市・県民税の申告の際にご利用できる資料として、要介護認定を受けている人で障害者控除の対象となる人には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。

受付 1月4日(火)から
対象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人
※身体障害者手帳などを取得している人は手帳により控除を受けることができます。

申請 申請書に必要事項を記入・押印の上、直接介護福祉課へ
※申請書は介護福祉課または、市ホームページから取得できます。
※申請者の本人確認書類、代理人が申請する場合は本人からの委任状が必要です。

問合せ 介護福祉課 ☎ (42) 8444 ・ FAX (43) 5600